

(様式5)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

法令名	土地区画整理法	根拠条項	資料番号	97 - 1	許認可等の内容	換地計画の変更認可	担当課	都市計画課
<p>土地区画整理法 (換地計画の変更)</p> <p>第九十七条 個人施行者、組合、市町村又は公団等は、換地計画を変更しようとする場合においては、国土交通省令で定めるところにより、その換地計画の変更について都道府県知事の認可を受けなければならない。この場合において、個人施行者又は組合がその申請をしようとするときは、換地計画に係る区域を管轄する市町村長を経由して行わなければならない。</p> <p>2 第八条の規定は換地計画を変更しようとする個人施行者について、第八十六条第四項及び第五項の規定は個人施行者から前項に規定する認可の申請があつた場合について準用する。この場合において、第八条第一項中「施行地区となるべき区域」とあるのは、「換地計画に係る区域」と読み替えるものとする。</p> <p>3 第八十六条第四項及び第五項の規定は個人施行者以外の施行者から第一項に規定する認可の申請があつた場合について、第八十八条第二項から第七項までの規定は個人施行者以外の施行者が換地計画を変更しようとする場合(政令で定める軽微な又は形式的な変更をしようとする場合を除く。)について準用する。この場合において、第八十八条第二項中「その換地計画」とあるのは「その換地計画の変更に係る部分」と読み替えるものとする。</p> <p>土地区画整理法施行令 (縦覧手続を省略することができる換地計画の変更)</p> <p>第五十九条 法第九十七条第三項に規定する形式的な変更は、次の各号に掲げるものとする。</p> <p>一 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、従前の宅地の分合筆又は従前の宅地について存する権利の変更に伴うもの</p> <p>二 換地設計、各筆換地明細及び各筆各権利別清算金明細の変更で、地域の名称の変更又は地番の変更に伴うもの</p> <p>土地区画整理法施行規則 (換地計画の認可申請手続)</p> <p>第十一条 法第八十六条第一項及び法第九十七条第一項に規定する認可を申請しようとする者は、認可申請書に次に掲げる書類を添付し、これを都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>一 認可を申請しようとする者が法第三条第一項の規定による施行者である場合において、法第八十八条第一項又は法第九十七条第二項において準用する法第八条第一項の規定により換地計画に係る区域内の宅地について権利を有する者の同意を得なければならないときは、その同意を得たことを証する書類</p> <p>二 認可を申請しようとする者が組合である場合においては、換地計画の決定又は変更についての総会若しくはその部会又は総代会の議決を経たことを証する書類</p> <p>三 認可を申請しようとする者が法第三条第一項又は第二項の規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者である場合においては、法第八十八条第六項又は法第九十七条第三項において準用する法第八十八条第六項の規定による換地計画の作成又は変更に関する土地区画整理審議会の意見書</p> <p>四 認可を申請しようとする者が法第三条第一項の規定により土地区画整理事業を施行する者以外の施行者である場合において、法第八十八条第三項又は法第九十七条第三項において準用する法第八十八条第三項の規定により提出された意見書があつたときは、その意見書の処理の経緯を説明する書類(法第八十八条第六項若しくは第七項又は法第九十七条第三項において準用する法第八十八条第六項又は第七項の規定による土地区画整理審議会又は農業委員会の意見書を含む。)</p>								